

## 珠洲市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和4年度における財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章  
珠洲市監査委員 三 盃 三千三

### 1 監査の対象

令和3年度に財政的援助を行った団体等（指定管理団体含む）のうち、次の団体等について実施した。

- (1) 珠洲市学生等応援給付金（大学等へ通う学生 248人） …… 24,800,000 円
- (2) 珠洲鉢ヶ崎宿泊施設改修工事等事業補助金（珠洲ビーチホテル備品整備事業）  
（公益財団法人 奥能登開発公社） …… 29,488,130 円
- (3) 中山間地域等直接支払交付金（清水集落 外9集落） …… 5,062,338 円
- (4) 第2次珠洲市地域経済持続化給付金（事業者及び個人事業主 81件）  
 …… 53,640,714 円

### 2 監査を執行した委員

田 畠 邦 章  
三 盃 三千三

### 3 監査の期間

- (1) 書類等審査 令和4年12月 6日（火）から12月15日（木）まで
- (2) 監 査 令和4年12月16日（金）

### 4 監査事項

- (1) 補助事業等の計画と実績
- (2) 補助金等の経理状況
- (3) 関係諸帳簿の整理保管状況
- (4) 補助事業等の効果
- (5) その他

### 5 監査の方法

134件の補助金等に係る交付事務の執行について、所管課から財政援助団体等に関する調書の提出を求め、その中から監査対象4件を抽出した。

監査対象団体等に出向き、所管課職員立会いのもと、団体等関係者から事業の運用について説明を聴取したほか、所管課長及び担当職員から補助金等の目的や事業内容等について関係書類に基づき説明を聴取し監査を行った。

### 6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等に係る交付事務は、概ね適正に執行されていると認められた。